

公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に関する決議

私たち富士市議会議員は、市民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任を持って議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければならない。

しかるに、今般、公職選挙法の規定に触れる事例が発生したことはまことに遺憾なことであり、真摯かつ謙虚に自省するところである。

私たち富士市議会議員は、清潔な議員活動の推進を図るため、市民・議員とも「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」の3つのルールを再認識し、真に公職選挙法を遵守しなければならない。

本市議会はここに改めて、議員みずからの襟を正し、市民の協力と理解を得ながら、公職選挙法の寄附禁止規定の遵守に努めていくことを決意するものである。

以上、決議する。

平成26年9月10日

富士市議会